

羽曳野市立学校規模適正化・適正配置計画策定支援業務仕様書

1 要旨

本仕様書は、羽曳野市（本市）が発注する「羽曳野市立学校規模適正化・適正配置計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 背景・目的

現在、本市の児童生徒は年々減少傾向が顕著であり、学校の小規模化が進んでいる。このことは、児童生徒が一定の集団規模の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが難しい状況となっている。

今後さらに本市の児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中、これからの本市の子どもたちにとってより良い環境を整えるため、持続可能なまちづくりを念頭に、児童生徒数の将来推計、通学区域、学校施設の老朽化等客観的データを合理的かつ分かりやすく「見える化」し、本市が作成する基本方針（案）及び基本計画（案）の検証並びに本市全域を対象とした具体的な学校の再編における実施計画の策定支援を目的とする。

なお、その際には、学校は学びの場であるだけでなく、地域社会と深いかかわりを持つ地域コミュニティの拠点として、防災や地域交流の場など様々な役割も担っていることを考慮し、単に児童生徒数や学級数にのみ着目するのではなく、多角的な見方によるものとする。

併せて、「羽曳野市学校施設マネジメントプラン（長寿命化計画）（以下「長寿命化計画」という。）（令和2年3月策定）について、基本方針、基本計画及び実施計画と整合させた改定を行う。

3 業務期間

契約締結の翌日から令和11年3月31日まで

4 業務履行場所

本市指定場所

5 業務の内容

本業務は、債務負担行為による契約であり、履行期間における各年度の概要は、概ね次のとおりとする。

- 基本方針（案）及び基本計画（案）の検証：令和8年度
- 実施計画の策定：令和9年度及び令和10年度
- 長寿命化計画の改定：令和10年度

基本方針（案）及び基本計画（案）の検証支援

- （１）適正規模化・適正配置に向けた実態調査、課題の把握、将来推計等のデータ分析
 - ①児童生徒数、学級数の将来推計・可視化
学校別に児童生徒数・学級数の将来推計を行い、現状と課題について可視化（グラフや地図化等）し、検討のための資料を作成する。
 - ②通学区域、適正規模・適正配置の調査及び分析
各校区、町会・自治会区の把握、整理を行うとともに、児童生徒の分布と学校配置、通学路における課題や問題点を明確化する。
 - ③教育環境における現状と課題の整理
学校プール、少人数教育、特別支援教育の状況、学童教育の確保、ＩＣＴ等、本市が抱える教育課題を把握し、改善の方向性を提示する。
 - ④将来コストの試算
手法（現地建替え・移転建替え・改修等）別にコスト試算を比較する。また、将来的な維持管理費についても試算すること。
 - ⑤①～④を踏まえ、本市が作成した基本方針（案）と基本計画（案）を検証する。
- （２）（仮称）庁内検討会議の開催運営支援
検討会議について、会議資料の作成及び会議への同席・助言、議事録の作成を行い、策定過程の透明性と円滑な合意形成を支援する。
- （３）市民説明会等の開催運営支援
中学校区ごとの市民説明会について、市民の理解促進や懸念の解消、円滑な合意形成のため、説明資料の作成、会場運営等の補助、議事録の作成等を行う。
- （４）パブリックコメント・市民の意見を聞く機会等の実施支援
市民から出された意見の内容を整理し、回答文案の作成支援を行うとともに、結果の分析等を行うものとする。
- （５）打合せ協議
発注者と受注者の協議の上、定期及び必要に応じて適宜実施するものとし、打合せの手法としては、対面又はＷＥＢ会議によるものとする。なお、都度受注者は議事録を作成し、発注者の承認を得るものとする。

実施計画の策定支援

- （１）本市の面積が東西に広がり、かつそれぞれの市域の特性が異なることから、市域全体を３圏域（東・中・西）に区分し、基本方針、基本計画、各種調査等を踏まえ、直近１０年間の事業計画と４０年間のロードマップとし、学校施設の老朽化や統合・建替・改修等の経費平準化した再編スケジュールとなるよう、複数のシミュレーション案を検証し、最適な計画を提示すること。また、現在改訂中である「羽曳野市公共施設等総合管理計画及び羽曳野市公共施設等総合管理計画アクションプラン」との整合を図るこ

と。

(2) (仮称) 庁内検討会議の開催運営支援

検討会議について、会議資料の作成及び会議への同席・助言、議事録の作成を行い、策定過程の透明性と円滑な合意形成を支援する。

(3) 市民説明会等の開催運営支援

市民説明会について、市民の理解促進や懸念の解消、円滑な合意形成のため、説明資料の作成、会場運営等の補助、議事録の作成等を行う。

(4) パブリックコメントの実施支援

市民から出された意見の内容を整理し、回答文案の作成支援を行うとともに、結果の分析等を行うものとする。

(5) 打合せ協議

発注者と受注者の協議の上、定期的及び必要に応じて適宜実施するものとし、打合せの手法としては、対面又はWEB会議によるものとする。なお、都度受注者は議事録を作成し、発注者の承認を得るものとする。

長寿命化計画の改定支援

(1) 改定

学校施設の各種法定点検、学校別の児童生徒数・学級数の将来推計、基本方針、基本計画及び実施計画を現行の長寿命化計画に反映させ、改定計画（案）を作成する。

(2) 打合せ協議

発注者と受注者の協議の上、定期的及び必要に応じて適宜実施するものとし、打合せの手法としては、対面又はWEB会議によるものとする。なお、都度受注者は議事録を作成し、発注者の承認を得るものとする。

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（基本方針、基本計画、実施計画及び長寿命化計画）電子データ
- (2) 上記関連データ（編集可能な形式での）一式

7 検査

- (1) 受注者は、完了後速やかに完了報告し、完了検査を受けること。
- (2) 受注者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所、誤字脱字、データ不備等が発見された場合は、本市の指示に従い速やかに訂正又は補足その他の処置をとるものとする。

8 支払い

各会計年度の業務完了・検査後一括払い

9 その他

(1) 法令等の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり、地方自治法をはじめ関係法令を遵守し、本市と緊密な連携を図りながら進めること。

(2) 秘密の保持

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務が終了し、又は解除された時も同様とする。

イ 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市に許可なく第三者に公表又は提供をしてはならない。

(3) 成果品の権利関係

成果品の所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。

(4) 費用負担

本業務の履行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として受注者負担とする。

(5) 再委託等の禁止

ア 受注者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託してはならない。

イ 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託しようとする時は、あらかじめ本市に書面により申請し承認をうけること。

(6) 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上指示に従い本業務を遂行するものとする。